

Contents

- 1 【メキシコ】輸出入規制と米国・メキシコ・カナダ協定の概要
- 2 【シンガポール】Deed 形式の契約の有効性に関する判例

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【メキシコ】輸出入規制と米国・メキシコ・カナダ協定の概要

1. はじめに

米国・メキシコ・カナダ協定(「USMCA」)が2020年7月1日に発効した。同日より前に取引された商品については引き続き北米自由貿易協定(「NAFTA」)が適用されるものの、同日以降は NAFTA に基づく優遇を受けることができなくなる。

日本企業の中には、メキシコで部品や半製品を製造し、米国へ輸出した上で、米国の工場で組み立てて製品化している企業や、さらには当該製品をメキシコへと再輸出している企業も少なくないと思われる。加えて、日本企業の場合、米国の子会社等を通じてメキシコに投資しているケースも多いと思われる。USMCA は、これらの日本企業にも重要な影響を及ぼす。

そこで、本稿では、まず関連するメキシコの輸出入規制の概要について説明した上で、USMCA の内容について簡単に説明したい。また、最後に、メキシコも参加している環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(「CPTPP」)について、ごく簡単に触れる。

2. メキシコの輸出入規制

(1) 輸出入規制の管轄当局

A. SAT

メキシコの税務当局(*Servicio de Administración Tributaria*(SAT))は、財務省に属する組織である。SAT 内の税関当局が輸出入規制を管轄し、その主な役割は以下のとおりである。

- 税関や関税に関する法令の執行
- 通関申告書様式をはじめとする、貿易関連付属文書の作成
- 貿易基本法(*Reglas Generales de Comercio Exterior*)に基づく関税特典の付与

また、SAT 内には関税法に基づく制裁を課す組織(*Administración General de Aduanas*)も存在する。かかる制裁は、通常は罰金や商品等の没収である。もっとも、税関関連の犯罪については、連邦租税検察官が被疑者の訴追を行う。

B. 経済省

メキシコの経済省(*Secretaría De Economía*)も、税関及び貿易の分野において重要な役割を果たす。そのうち特筆すべきは、以下に記載する PROSEC 及び IMMEX のような貿易プログラムの承認である。

(a) PROSEC

輸入される商品等の輸入関税を減額又は免除するため、メキシコの製造業者(日本企業のメキシコ子会社等である製造業者も含まれる。)は、PROSEC による恩典を受けることができる。PROSEC により、メキシコの製造業者は原材料、部品、機械・設備等を優遇関税により輸入することができる。但し、かかる輸入品は PROSEC において指定されている製品の製造等に用いられる必要がある。下記の IMMEX プログラムと異なり、完成品等を輸出することを予定しているか、それともメキシコ国内で販売することを予定しているかは問わない。PROSECは、製品に使用される原材料や部品等を NAFTA/USMCA 非加盟国から輸入し、その製品を米国やカナダに輸出する場面において、とりわけ有益な制度である。

(b) IMMEX

IMMEX は、輸出を促進するために経済省が承認するプログラムである。IMMEX により、メキシコ企業(日本企業のメキシコ子会社等を含む。)は、輸出する商品に使用される原材料、部品、容器・梱包材、機械・設備等の一時輸入を行った場合、輸入に係る租税が免除又は繰り延べの対象となる。一時輸入は輸入後の輸出を前提として認められるため、IMMEX プログラムを利用して一時輸入の状態でもメキシコ国内において商品を保持できる期間は限定されている。

(2) 輸入品の分類

Harmonized System(HS)は、貿易物品を分類するための名称及び数量についての国際基準システムである。メキシコも、日本等と同様、HS に関する、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に加盟している。

輸入者は、輸入品の関税物品分類に従い、関税又は非関税障壁・規制(後述)を遵守する必要がある。商品が適切に特定され分類されることにより、輸出入の際に支払われるべき関税等を決定することが可能となる。

(3) 主な関税等

A. 基本関税及び税率

輸入に課される主な関税等は、以下のとおりである。

- 基本輸入税(GIT)

- 付加価値税(VAT)
- アルコール飲料、たばこ、ガソリン等の特定の種類の製品の製造等に課される特別税

メキシコの GIT の平均税率は、0%から 100%の間で、輸入品等に応じて決まる。もっとも、大多数の輸入については、メキシコが当事者である自由貿易協定(FTA)により、GIT は 0%とされている。また、VAT の税率は 16%である。

B. 関税優遇措置

メキシコと FTA を締結した国に対しては、関税優遇措置が講じられている。また、メキシコは、輸出入促進プログラム(上述の PROSEC 及び IMMEX 等)に基づき、関税優遇措置や関税猶予措置を適用することもある。

通関手数料(*Derecho de Trámite Aduanero* (DTA))と呼ばれる、税関サービス及び施設の利用のための手数料も存在する。DTA のレートは、通常は商品等の申告額の 0.008%であるが、FTA に基づき別のレートが適用され、又は DTA が免除されることもある。徴収された DTA は、税関施設やインフラの向上のために利用される。

(4) 関税の金額

輸入関税の基準は輸入商品の価額であり、関税法によれば、請求書記載の価額が取引の価額である。但し、取引の価額には、商品の代金に加えて税関費用、購入手数料、梱包費用等の費用も含まれる。

関税率は、輸入される商品の種類及び原産地国に応じて異なる。輸入者が支払うこととなる関税の金額は、輸入品の分類により決定されるため、輸入者が輸入品を正しく分類し、その価額を決定することが非常に重要である。

(5) メキシコへの輸入に関する非関税障壁

メキシコにおける非関税障壁・規制は特定の商品等に適用されるものであり、その内容は公表されている。かかる障壁・規制には、相殺関税やアンチダンピング措置の他、衛生、植物検疫、環境、表示、安全、緊急性等に関する要件も含まれる。

一般に、輸入品は、メキシコ公式規格(*Normas Oficiales Mexicanas* (NOMs))と呼ばれる、メキシコの強制力のある技術規格に服する。NOMs には、表示についてのルールも含まれる。

また、農産物等、一部の商品は輸入割当の対象となる。

さらに、特定の種類の商標の付された商品等については、輸入者は自らが商標権者又はライセンシーであることを証明する必要がある。

したがって、商品等をメキシコに輸入するに先立ち、関税のみならず当該商品等が非関税障壁・規制に服するか否かを確認する必要がある。

(6) 輸出入のための主な要件

メキシコから輸出をしようとする企業又は個人は、連邦納税者記録簿(*Registro Federal de Contribuyentes* (RFC))に登録しなければならない。この RFC は、上述の SAT により運営されている。

加えて、貿易を行うにあたり、企業は通関業者を利用しなければならない。この通関業者は、メキシコへの輸入を企業のために取り扱うことについて、租税当局から認可を受けた個人である。

(7) 輸出規制の対象となる商品等

一部の商品等は、SAT 又は経済省により課される輸出規制に服する。すなわち、薬物のような特定の商品の輸出は厳しく禁止され、アルコール飲料、プラスチック、鉄等の特定の種類の商品を輸出しようとする場合には、輸出者は、特定のセクターに関する SAT の輸出登録簿に登録する必要がある。

上述の登録義務に加え、化学製品、鉱物、生きている動物等の特定の商品を輸出する場合には、輸出の許可が必要となる。また、武器及び爆発性・発火性のある物質の輸出には防衛省の認可が必要となる。

(8) 輸出規制の違反に対する罰則

輸出規制を遵守しない限り、輸出者は、商品等を輸出することができない。

文書の偽造や改竄等を行い、又は原産地、ライセンス、割当等についての情報の申告を怠った輸出者に対しては、行政罰が課されうる。かかる行政罰の金額は、最大で商品等の価額の 2 倍に相当する金額である。

輸出規制を遵守しなかった輸出者には刑事罰も科されうる。環境関連対策の違反も、刑事罰の対象となり、例えば、保護対象の野生動物等を関連する輸出規制に違反して輸出した者には、1 年以上 9 年以下の懲役刑が科されうる。

(9) メキシコ法弁護士役割

メキシコには、メキシコが加盟する条約等の解釈と適用に通じた、貿易分野を専門に取り扱う経験豊富な弁護士が多数存在する。この点は、日本とは異なる点であり、メキシコの手法律事務所の特徴のひとつであるように思われる。

これらのメキシコ法弁護士は、主に以下のような業務等を行っている。

- 税関対応に関する戦略構築の支援
- 関税についてのアドバイス
- ダンピングやセーフガード等に対抗する行政手続の申立て
- 原産地証明の作成及び原産地について政府調査が開始された場合の対応
- 輸出入に必要な登録等の支援
- 商品の分類についてのアドバイス
- NOMs 等の規制を遵守しているかの確認
- PROSEC や IMMEX 等のプログラムの利用についてのアドバイス
- PROSEC 登録の支援
- Rule8 に関する承認(非メキシコ産の原材料につき輸入関税を課さないようにするためにメキシコ政府により創設された承認制度)の取得の支援

3. 北米自由貿易協定(NAFTA)の失効

北米自由貿易協定(NAFTA)は、カナダ、米国及びメキシコ(「NAFTA 加盟国」)を含む自由貿易圏を築き、それぞれの NAFTA 加盟国に以下のようなメリットをもたらした。

- 関税や貿易障壁の除去と NAFTA 加盟国における商品等やサービスの流通の促進

- NAFTA 加盟国における資本投資及び市場競争の促進
- 知的財産権の十分な保護
- 国家間又はそれぞれの国民間の商業紛争の解決のための効率的な手続の創設
- 地域的な協調政策の導入

しかしながら、2020 年、USMCA とそのプロトコルが締結され、NAFTA は USMCA に置き換えられる形で失効した。

4. 米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の概要

USMCA は、貿易に影響を与える新ルール又は修正ルールを導入した。その中には、以下のような自動車産業、知的財産権、非課税輸入及びデジタル貿易等の分野におけるルールが含まれる。

(1) 自動車産業

自動車貿易において関税ゼロの待遇を受けるためには、自動車部品の 75%以上がカナダ、米国又はメキシコで製造されていなければならない。NAFTA では、62.5%以上とされていたが、この要件が USMCA で引き上げられた。また、2023 年までには、40～45%の部品を時給が 16 米ドル以上の労働者により製造された部品にしなければならない。

(2) 知的財産権

著作権の保護期間は、NAFTA では著作者の没後 50 年間以上とされていたが、USMCA によりその没後 70 年間以上に延長された。なお、著作者の死亡を保護期間の基準にすることができない著作物の保護期間は、最初に公式に発表された時点から最低 75 年となる。

さらに、USMCA は、著作権者らが自国内で受けられる保護と同様の保護を他の加盟国でも受けられるようにするため、加盟国に対し、著作権及びその関連する権利の内国民待遇を要求する。これを受けて、2020 年 7 月 1 日、メキシコでは新たな知的財産権の保護に関する連邦法が公布された。

(3) 非課税輸入

USMCA では、貿易を促進するため、非課税輸入の対象となる金額の上限が引き上げられた。すなわち、以下のような輸入は免税措置の対象とされている。

- 米国による、117 米ドル以下の商品等のカナダ又はメキシコからの輸入
- メキシコによる、50 米ドル以下の商品等の米国又はカナダからの輸入
- カナダによる、40 カナダドル以下の商品等の米国又はメキシコからの輸入

(4) デジタル貿易

USMCA では、電子的に交付されるデジタル製品(例えば電子書籍、ビデオ、音楽、ソフトウェア、ゲーム等)に対する関税や差別的取り扱いが禁止されている。

5. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)

CPTPP は、2018 年 12 月 30 日に締結された。当初の加盟国はオーストラリア、カナダ、シンガポール、日本、ニュージーランド及びメキシコの6カ国であったが、2019 年 1 月 14 日にはベトナムが加盟した。残るチリ、ブルネイ、ペルー及びマレーシアは、2020 年 9 月時点でも国内の批准手続きが完了していない。CPTPP は、世界の GDP の 15%近くを占める巨大貿易圏となっており、CPTPP に基づき、メキシコは既に 77%もの商品等に対する輸入関税を免除している。

CPTPP により、メキシコの税関手数料(DTA)も減額された。上述のように、メキシコでは DTA は一般に商品等の申告額の 0.008%であり、本来メキシコに輸入される全ての商品等に DTA が課される。しかし、CPTPP により、日本企業がメキシコへの輸出に伴い支払う DTA は減額され、固定額となった。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.の Félix Ponce-Nava Cortés メキシコ法弁護士の協力を得て作成しております。

【メキシコ】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

弁護士 西山 洋祐

ynishiyama@basham.com.mx

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C.法律事務所に勤務中

2. 【シンガポール】Deed 形式の契約の有効性に関する判例

1. はじめに

イギリス、シンガポールをはじめとするコモンロー(common law)の法体系に属する法域に特有の法概念として「deed(捺印証書)」が存在する。コモンローでは、原則として契約の成立には「約因(consideration)」と呼ばれる一定の対価性が必要とされ、約因のない契約を有効に成立させるためには deed の形式により契約を締結する必要がある。コモンロー上の deed の形式要件の一つとして、sealing(捺印)が存在する。この sealing の要件は、徐々に緩和されてきており、シンガポールで設立された会社については、2017 年 3 月 31 日に施行された改正会社法により、社印(common seal)を使用しない方法による deed の締結が現在は認められている(会社法 Section 41B(1))。

これに対して、sealing の要件は、個人等については引き続き適用される。シンガポールの上訴裁判所(Court of Appeal)の 2020 年 9 月 8 日判決(Lim Zhipeng v Seow Suat Thin and another matter [2020] SGCA 89)は、シンガポール国籍の個人が提供した deed 形式の保証契約の有効性が争われた事例であり、実務上の重要性も高いと思われるので、本稿において紹介する。

2. 事案の概要

シンガポールの個人である上訴人(以下「貸付人」という。)は、その知人であるシンガポールの個人(以下「借入人」という。)に対して 50 万シンガポールドルの貸付(以下「本件貸付」という。)を行ったが、借入人についてその後

破産手続が開始されたため、借入人の母親であるシンガポールの個人(以下「保証人」という。)が本件貸付に関して保証(以下「本件保証」という。)を提供した。

本件保証に関する契約(以下「保証契約」という。)は、Deed of Guarantee というタイトルで作成され、保証人の署名欄には signed, sealed and delivered と記載されていたが、保証人の印は保証契約に捺印されていなかった。

保証人は、貸付人に対して、4 万シンガポールドルを支払ったが、本件貸付に係るその余の債務の支払いは行わなかった。そこで、貸付人は、保証債務の履行を求めて保証人に対して訴えを提起した。

本件の原審である高等裁判所(High Court)の2019年4月24日付判決([2019] SGHC 104)では、保証契約は、保証人による捺印を欠いているため、deedとしての有効性を認めることはできず、本件保証には約因も認められないとの理由で貸付人の請求が棄却された。

3. 上訴裁判所の判決

上訴裁判所は、過去のイギリスの判例(First National Securities Ltd v Jones [1978] Ch 109)等を引用し、契約書に物理的に捺印がなされていない場合であっても、契約当事者が当該契約を deed として締結する意図であったことが明らかである場合には、当該契約は deed として有効に成立し得ることを一般論としては認めつつ、Deed of Guarantee という保証契約のタイトルや保証人の署名欄における signed, sealed and delivered といった記載だけでは十分ではなく、本件において保証人が保証契約を deed として締結する意思を有していたと認めるに足りる十分な証拠はないと判示した。

その上では、上訴裁判所は、保証契約についての約因の有無を検討し、保証契約の締結は、本件貸付の回収を目的とした貸付人による借入人に対する訴えの提起又は借入人の破産手続における債権届出の一時的な停止(forbearance)と引き換えになされたものであり、そのような権利行使の一時停止を約因として認めることができるので、保証契約は、deed としての形式要件を満たしていないとしても、法的拘束力を有する有効な契約であると判示し、貸付人の請求を認容した。

4. 実務への示唆

上訴裁判所は、約因の存在を認める形で貸付人の請求を認容したものの、deed の sealing 要件については厳格な判断に基づき否定していることから、シンガポールにおいて deed 形式の契約を締結する場合には、引き続き形式要件の充足を十分に確認することが重要である。特に、シンガポールで設立された会社以外の者を契約当事者とする deed を締結する場合には、捺印の要否及び有無を確認することが重要になる。

なお、シンガポール国外の法令に基づいて設立された外国会社がシンガポール法上の deed を締結する場合に捺印が必要かという論点については、法令上は明確ではなく、外国会社が deed に署名する場合には、署名の横に赤色の丸を印刷したり、赤色の丸いステッカーを貼ったりすることで、捺印がなされたものと扱うことが実務上は多い。このような形式的な対応には違和感を感じないわけではないものの、本件判決を踏まえると引き続きこのような実務的な対応を維持すべきように思われる。

【シンガポール】
弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com

【論文】

- ✂ 木本真理子弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
ベトナムのコロナ対策成功の要因—プロパガンダの光と影—
掲載誌・刊号:CALE NEWS No.45(2020年10月)

【セミナー】

- ✂ 井上葵弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。(2020年9月24日)
アフターコロナ時代の国際ビジネス紛争解決～訴訟・仲裁・調停～
- ✂ 琴浦諒、大河内亮弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。(2020年9月)
インドにおける新型コロナウイルス感染症に係る法律上の諸問題とディストレスト M&A の可能性

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。